

その昔汐越村といって、一帯が浅瀬の入江であったが、今から約150年前の文化元・6・4 突如襲来した大地震のため、仙台の松島にも勝ると賞揚された絶景象潟は一夜にして水なき島々と化し、現在は田の中に陸上から約3mも隆起して昔の姿をしのばせているに過ぎないが、1,200年の伝統を誇る蛸満寺(かんまんじ)、海水浴場、海岸美等を有し、四季を通じての観光地である。沿線の羽後小瀧駅附近に奈曾の白滝があり、これは昭和5年史跡名勝天然記念物に指定され、また新日本観光百選に入選した処である。なお附近には金峰神社蔵王堂があり、慈覚大師の建立といわれ、秘仏蔵王権現像三体は役行者作ともいわれ有名である。東北第1の高峰である鳥海山も同駅から約16km、徒歩6時間で山頂を極めることができる。秋田富士の別名がある。(西山清氏)

ちょうききゅうふ 長期給付(国鉄共済組合)

1 概要

公共企業体職員等共済組合法にもとづいて、国鉄共済組合が行う本来の事業の一つ。その種類は同法第48条において退職年金・減額退職年金・退職一時金・廃疾年金・廃疾一時金・遺族年金および遺族一時金の7つの給付に定められている。なおこれに準ずるものとして、附則第22条による未帰還者留守家族年金がある。すべて退職または死亡後に支給されるものであり、短期給付が原則として在職中における給付であることと極めて対照的な制度である。これらの給付を長期給付と総称するのは、支給額・支給条件等の給付内容が組合加入期間に対応して定められ、またこれに要する費用も、組合に加入してから死亡するまでの長期間にわたる保険事故の確率にもとづいて、収支相償うように計算されるものだからである。

国鉄共済組合の長期給付制度は、沿革的には、恩給を受けることができない現業雇員(よう)人に対し、恩給に代るものとしての業務災害給付を行うことから発足したのであるが、その後漸次幅を拡げて、恩給に相当する退職給付および遺族給付が加味されるに至り、ほぼ現在の長期給付制度の原形ができたのである。したがって長期給付制度は、恩給制度に対する補完的な意味で成長してきたのであるが、昭和24・6・1公社移行と同時に恩給制度は、公社職員については原則として適用されないこととなり、種々問題を生ずるに至ったので、新たに国鉄にふさわしい長期給付制度を確立するため、昭和31・7・1公共企業体職員等共済組合法が施行されるに至ったのである。

なお業務災害給付はその給付の性格上、組合員の相互救済を目的とする共済組合の給付であるよりも、むしろ事業主の一方的に負担すべきものとして共済組合の給付から外され、業務災害補償に関する協約により、国鉄が補償することになっている。

2 長期給付の内容

(1) **退職年金** 組合員期間20年以上の者が退職したときは、退職年金を支給する。退職年金の年額は、組合員期間20年以上21年未満に対し、俸給年額の $\frac{40}{100}$ とし、組合員期間20年以上1年を増すごとに俸給年額の $\frac{1.5}{100}$ を加算する。

なお退職年金は55才に達するまではその支給を停止する。

(2) **減額退職年金** 退職年金受給権者が55才に達する前に年金を受けることを希望すれば、その時から減額退職年金を支給する。ただしその額は退職年金の年額からその額の $\frac{4}{100}$ に、55才と支給開始年令との差年数を乗じた額を減じた額とする。

(3) **退職一時金** 組合員期間1年以上20年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する。

退職一時金の額は、俸給日額に次表に定める日数を乗じて得た金額とする。

組 合 員 期 間	日 数	組 合 員 期 間	日 数
1年以上 2年未満	20日	11 ～ 12	255
2 ～ 3	40	12 ～ 13	280
3 ～ 4	60	13 ～ 14	305
4 ～ 5	80	14 ～ 15	330
5 ～ 6	105	15 ～ 16	360
6 ～ 7	130	16 ～ 17	390
7 ～ 8	155	17 ～ 18	420
8 ～ 9	180	18 ～ 19	450
9 ～ 10	205	19 ～ 20	480
10 ～ 11	230		

(4) **廃疾年金** 組合員が2年以上経過した後に傷病(業務上を除く)により退職し、法別表第4(略)の廃疾の状態にあるときは、廃疾年金を支給する。この場合退職年金受給権者については、いずれか有利な方を支給する。廃疾年金の年額は、俸給年額に、1級 $\frac{60}{100}$ 、2級 $\frac{45}{100}$ 、3級 $\frac{35}{100}$ を乗じた額とする。受給権を失った場合、既支給年金の総額が、年金受給権者とならなかったならば受けることができた退職一時金と、俸給12月分との合算額に満たないときは、その差額をその者またはその遺族に支給する。

(5) **廃疾一時金** 組合員期間20年未満の者で業務上によらない傷病のため退職し、法別表第5(略)の廃疾の状態にあるとき、または法別表第4(略)の廃疾の状態にあるが廃疾年金に該当しないときは、退職一時金にあわせて廃疾一時金を支給する。廃疾一時金の額は、俸給の12月分とする。

(6) **遺族年金** 組合員期間20年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。遺族年金の年額は、退職年金の年額に相当する額の $\frac{1}{2}$ とする。

ここで遺族とは、組合員または組合員であった者の配偶者・子・父母・孫および祖父母で、組合員または組合員であった者の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた者である。ただし妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当する場合に限る。

ア 夫・父母または祖父母については、55才以上であるか、または法別表第4もしくは法別表第5に掲げる程度の廃疾の状態にあつて、生活資料を得るみちがないこと。

イ 子または孫については、18才未満でまだ婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)していないか、または法別表第4(略)もしくは法別表第5(略)に掲げる程度の廃疾の状態にあつて生活資料を得るみちがないこと。

なお遺族年金受給権者が、次の各号に該当するに至ったときは失権する。この場合合同順位者がなくて後順位者があるときはその者に支給する。ア 死亡したとき イ 婚姻したとき ウ 三親等内の親族以外の者の養子となったとき エ 子または孫(法別表第4または法別表第5の廃疾の状態にあつて、生活資料を得るみちがない者を除く)が18才に達したとき オ 法別表第4または法別表第5の廃疾の状態にあつて、生活資料を得るみちがないため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなったとき。

(7) **遺族一時金** 組合員期間20年未満の組合員が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じ(3)に掲げる表に定める日数を乗じて得た金額とする。

(8) **未帰還者留守家族年金** 未帰還更新組合員で現に普通恩給を給されている者、または給されることとなる者については、施行日以後または普通恩給を給されることとなるべき日以後、